4.無電柱化の基本方針

4-1無電柱化の基本方針

方針① 防災

地震や台風などの災害時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止し、避難や救助活動の円 滑化を図ります。



<整備前>



<整備後> 出典:「国土交通省ホームページ」



<整備前>



<整備後>

出典:「東京都ホームページ」

方針② 安全

歩行の妨げとなっている電柱をなくし、歩行者や車いす利用者にとって安全で快適な 歩行空間を確保します。



<整備前>



<整備後> 出典:「国土交通省ホームページ」

方針③ 景観

景観を阻害している電柱や電線を地中化することで、良好な都市景観を創出します。



<整備前>



<整備後>

出典:「国土交通省ホームページ」

4-2整備対象路線の選定

本計画において、無電柱化整備を進めていく路線を整備対象路線として定めます。 整備対象路線を選定するにあたり、本計画における無電柱化の基本方針に基づき、区 道について次の評価項目を設定しました。

基本方針	評価項目
防災	緊急輸送道路
	緊急道路障害物除去路線(第一次)
	緊急道路障害物除去路線(第一次以外の路線)
	都市計画道路
	地区主要道路
	不燃化特区内の防災生活道路及び優先的に無電柱化を検討する路線
	災害時活動困難度 (ランク 3 以上)
安全	通学路
	バリアフリー法に基づく特定道路
	バリアフリー重点整備地区における生活関連経路
	駅周辺(概ね半径 500m)
景観	商店街
	景観重点地区内の路線
	景観重要公共施設(道路)

※各評価項目の詳細については P.37~38 参考資料を参照

整備対象路線の選定にあたっては、評価項目により、路線ごとの整備優先度の評価をしています。

さらに、評価項目による評価とは別に、国道・都道とのネットワークや、区が整備している無電柱化路線とのネットワークに配慮し、路線の連続性にも着目した総合評価を行いました。

また、地区によって偏りが生じないよう、区内を5地区(城東北部地区・城東南部地区・深川北部地区・深川南部地区・南部地区)に分け、地区ごとに路線の評価を行っています。

上記の選定方法により、整備対象路線と無電柱化済及び事業中路線の合計が、各地区、 概ね20km程度となるよう路線を選定しました。

なお、整備対象路線以外の路線についても、無電柱化事業以外の不燃化特区推進事業 や都市計画事業等の中で必要に応じ無電柱化の検討を行います。

4-3整備対象路線の見直し

整備対象路線については、今後の社会や地域の情勢の変化に柔軟に対応するため、関連計画の改訂等にあわせ、必要に応じて見直しや更新を行います。

